

ashurst

オーストラリアにおける損害保険会社の設立及び買収

外国投資家向けガイド

2019年4月



オーストラリアにおける損害保険会社の設立及び買収

背景

日本の投資家は、オーストラリアの生命保険会社及び損害保険会社の双方に、引き続き強い関心を示しています。アシャーストは、近年のオーストラリアの保険業界における大規模かつ著名な複数の合併・買収案件において売り手及び買い手の双方にアドバイスを提供しており、この分野の取引に関して豊富な経験を有しています。アシャーストの案件実績は、株式売買、資産ポートフォリオの移管、再保険による保険契約の経済的利益の移転まで拡大しています。

本冊子は、アシャーストが手がけた実際の取引案件における経験に基づき、オーストラリアにおける損害保険事業の設立又は買収を模索する外国投資家のために規制の要点を概説しています。

アシャーストはまた、オーストラリアと日本の双方の従業員管理を含む、合併後の統合フェーズにおける支援も行っています。本冊子では述べられていませんが、アシャーストは、保険市場での経験に基づき、買収完了後の統合におけるストラクチャー等の、取引の全てのフェーズにおいてアドバイスを提供しています。

既存事業の買収か新規事業の設立か？

オーストラリアの損害保険市場への参加を検討するに当たっては、留意すべき規制上の要件がいくつかあります。

外国投資家が考慮しなければならない最初の問題点の 1 つは、新規市場参加者としてオーストラリアで自身の事業を設立するか、又はオーストラリアの既存の損害保険会社の全部若しくは一部を買収するかです。

要約すると、新たに損害保険会社を設立する予定の新規市場参加者は、以下を必要とすることが想定されます。

- オーストラリアに現地子会社を設立、又は許容される場合には外国損害保険会社の現地支店を設置
- 損害保険会社又は外国損害保険会社としての許認可を取得するための申請
- オーストラリア金融サービス（「AFS」といいます。）免許の申請

他方で、既存の損害保険会社の資産又は株式を取得しようとする新規市場参加者は、損害保険会社の許認可の取得や、AFS 免許の取得のために必要な時間及び費用を節約することが可能です。しかし、以下に述べるように、買収交渉やデューデリジェンスを実施しなければならず、過去の債務の負担を求められる可能性も大きく、またいずれにせよ規制当局の承認が必要となるため、既存の損害保険会社の買収の方が、容易又は迅速な選択肢というわけでは必ずしもありません。

オーストラリアにおける事業の立上げ

新たに市場に参加することを希望する外国投資家は通常、オーストラリアで損害保険事業を行うために、現地子会社（「**外国保有子会社**」）を設立する必要があります。別の方法として、外国で設立された保険会社は、支店を通じてオーストラリアにおける事業を営むための許認可を取得することもできます（「**外国保険会社**」）。

オーストラリア市場で事業を行う外国保有子会社又は外国保険会社の数、規模又は事業の構成についての規制はありません。外国で設立された保険会社は、許認可を得た外国保有子会社を通じて、及び/又は外国保険会社として事業を行うことができます。

1973 年連邦保険法（「**保険法**」）のもとでは、例外として、ロイズの引受業者が、オーストラリアで保険事業を営むことが認められています。

APRA の許認可

オーストラリアで損害保険事業を営むためには、外国投資家は、保険規制当局であるオーストラリア健全性規制庁（「**APRA**」）に対し、現地設立子会社が保険法上の許認可を取得するための申請を行う必要があります。

現地設立子会社の親会社が、自身で損害保険事業を行っていない現地持株会社である場合（「**非事業持株会社**」又は「**NOHC**」といいます。）、NOHCもAPRAへの登録が求められる可能性があります。損害保険会社が、オーストラリアで許認可を得た損害保険会社を含むグループの一部である場合、NOHCについても保険法に基づき許認可が求められ、規制の対象となります。

許認可取得のプロセスに要する時間は、申請者が提供する資料の複雑さ及び完成度、並びに申請者が初日からAPRAの要件を満たすことができるか否かにより異なりますが、プロセスの完了までに通常3～12ヶ月かかります。APRAは、申請予定者に対し、計画立案の段階でできるだけ早くAPRAにコンタクトを取り、計画について協議することを推奨しています。

Appendix Aには申請プロセスの概要及び損害保険会社としての許認可を取得するのに必要な基準が記載されています。

オーストラリア金融サービス免許

損害保険会社としての許認可を取得することに加えて、一般に損害保険会社は、2001年連邦会社法（「**会社法**」といいます。）第7章の要件を満たすために金融サービス業を行うための免許を保有する必要があります。¹

AFS免許の申請は、企業規制当局であるオーストラリア証券投資委員会（「**ASIC**」といいます。）に対して行われ、通常、完了までに最長で4ヶ月ほどかかります。

Appendix BにはAFS免許の申請に必要な情報について、要点を絞った概要が記載されています。

外資による保有の承認

許認可を有する既存の損害保険会社の資産又は株式の取得を通じて市場に参加しようとする外国投資家は、以下の法律によりAPRAから承認を取得する義務があることを考慮する必要があります。

- 1998年連邦金融部門（株）法（「**FSSA**」といいます。） - オーストラリアで許認可を受けた損害保険会社又は持株会社の株式の取得を規制しています。
- 1991年連邦保険買収法（「**IATA**」といいます。） - オーストラリアで許認可を受けた損害保険会社について、その資産の取得又は契約による支配権の取得を規制しています。

FSSAは、外国投資家によるオーストラリアの損害保険事業の買収について、APRAが承認を与える主な規制プロセスを規定しています。一般的ではありませんが、IATAの承認も併せて必要とされる場合、両申請は同時に行われ、処理されます。

さらに、オーストラリア政府はオーストラリアの国益に反しないよう、1975年連邦外資買収規正法に基づき、外国投資審査委員会（「**FIRB**」といいます。）を通じて外国資本による投資提案の審査を行います。財務大臣は、国益に反することが判明した外国資本による投資提案を禁止することができ、また国益上の懸念に対処するために投資に条件を課すことができます。

一般に、2億6600万豪ドル超（ただし、オーストラリアが自由貿易協定を締結しているカナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール及び米国の投資家による取得の場合、基準額はより高額な11億5400万豪ドルとなります。）の価額を有する事業について、20%以上の持分を取得する提案はFIRBの事前承認を必要としますが、保険会社又はその持株会社の持分取得はFIRBの承認プロセスから除外され、代わりにFSSAの申請プロセスのもとで処理されることとなります。²

全ての外国政府投資家は、投資金額にかかわらず、オーストラリア国内の企業若しくは事業の直接持分の取得又はオーストラリアにおける新規事業の実施に当たり、FIRBによる承認を必要とします。

¹ 保険会社の事業がすべてホールセールである場合など、免許を不要とする一定の事由があります。

² 2015年連邦外資買収法第3章第3節第C款

連邦裁判所による資産ポートフォリオ移管の承認

外国投資家が、株式売買以外の方法によりオーストラリアの損害保険会社の資産を取得する場合、保険契約者の利益を保護するため保険法に基づく管轄権が行使され、取得のプロセスにおいてオーストラリア連邦裁判所からそのスキームにつき承認を得ることが必要となります。³

損害保険のスキームについては、事業の性質と規模にもよりますが、完了までに通常 6～12 ヶ月かかります。ビジネス上のリスクが管理できる一方、当該スキームは取引の遅延とコスト増をもたらすため、買主が選別した資産を切り離して購入するという、資産売買のメリットが相殺されます。

株式取得の場合、損害保険のスキームが不要となり、それゆえ近年多くの損害保険分野の取引が株式売買により行われています。しかしながら、株式売買の短所は、通常、買主が損害保険会社の全ての資産と事業を取得する必要があるという点です。買主は買収完了後に、損害保険事業うち不要部分の売却を検討する必要があります。

新事業の移行

損害保険事業が継続する事業(ゴーイング・コンサーン)として売却された場合には、売却対象の保険事業は、資産ポートフォリオの移管としてではなく、更新ごとに新たな保険会社に移行することができます。このプロセスのもとでは、短期的な事業につき、12 ヶ月以内に(全てではないとしても)事業の大部分を、規制当局の承認を必要せずに譲渡することが可能となります。

資産ポートフォリオの移管の場合には、売買契約の締結と完了までの間に新規及び更新事業を買主に移転することが、保険契約者への通知要件を減らすために望ましいですが、かかる扱いについては取引の完了に関するリスクを伴います。通知は、新契約が効力を発したとき又は既存の契約が更新された際に必要となる可能性があります。

外国規制当局の承認

買収者がオーストラリア国外の損害保険会社である場合、オーストラリア以外の国の規制当局の承認も必要となる場合があります。外国の規制当局により求められる要件を特定し、それを買収のタイムテーブルに織り込む必要があります。

³ 保険法第 3A 節

アシャーストの案件実績

損害保険に関する案件実績(日本/アジア地域)

クライアント名	概要
ACE Limited/Chubb Limited	アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、チリ、コロンビア、香港、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド及びシンガポールにおける様々な合併及び資産ポートフォリオの移管を含む、最も巨額な保険事業の買収案件である、アジア太平洋地域及びラテンアメリカにおける Chubb Corp の 294 億米ドルでの買収における、統合及び規制上の問題に関してアドバイスを提供。
ACE Insurance Limited	Chubb Insurance Company of Australia Limited のオーストラリアでの保険事業につき、裁判所の承認を得た資産ポートフォリオの移管に関してアドバイスを提供。
ACE Insurance Company Limited	Federal Insurance Company 日本支店における、法定の承認を得た資産ポートフォリオの移管及び事業譲渡に関してアドバイスを提供。
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	マレーシア、インドネシア、シンガポール及びタイにわたる東南アジア地域での CIMB Group Holdings Berhad との長期損害保険バンカシュアランスの取決めに関してアドバイスを提供。
日本の保険会社	香港、シンガポール、マレーシア、インド、インドネシア及び台湾を含む多くの国を対象とした、Standard Chartered Bank の 15 年間のアジア太平洋地域における損害保険バンカシュアランス取引の入札に関してアドバイスを提供。

損害保険に関する案件実績(オーストラリア)

クライアント	概要
AIG Group	IAL と CGU の合併及び内部リストラクチャリングに関してアドバイスを提供。
AMP General Insurance Company Ltd(株主)	QBE による National Transport Insurance Ltd.の残存株主への株式売却に関してアドバイスを提供。
AMP (労働関係を含む売却に伴う諸問題について)	AMP による、GIO の Suncorp への売却に関してアドバイスを提供。
Aon Risk Partners	Dexta への Macquarie Underwriting の株式の売却に関してアドバイスを提供。
ANZ Banking Group	ANZ Life との間の合併事業及び INGA との間の損害保険事業に関してアドバイスを提供。
Berkshire Hathaway	株式投資及び Insurance Australia Group との戦略的提携に関して、Berkshire Hathaway Group を代理。
Freedom Insurance Group Limited	中止となった Bank of Queensland からの St Andrew's Group(生命保険会社及び損害保険会社を含む)の買収に関してアドバイスを提供。
GE Hallmark	Simply Insurance NZ の Hallmark General Insurance への事業譲渡につき、オーストラリア法に関するアドバイスを提供。
Genworth	Promina Group からの Vero Lenders' Mortgage Insurance Limited の発行済株式の取得に関してアドバイスを提供。

GIO	ニューサウスウェールズ州政府による GIO の売却(民営化)に関してアドバイスを提供。
Insurance Australia Group (IAG)	買収した Wesfarmers General Insurances との統合に関してアドバイスを提供。
KKR, Vårde and Deutsche Bank	オーストラリア及びニュージーランドにおける GE のコンシューマー・ファイナンス事業(生命保険会社及び損害保険会社の買収を含む)の 82 億豪ドルでの買収に関してアドバイスを提供。
Liberty International Underwriters	他の損害保険会社の潜在的買収の案件。規制上の問題、保険商品の文言及びグループのリストラクチャリングに関してアドバイスを提供。
Liberty Mutual	Liberty Mutual への FAI Insurance の株式の売却提案に関してアドバイスを提供。
Munich Re	Hollard への Calibre Insurance の売却、並びに Great Lakes Australia 及び Great Lakes NZ の特定の保険事業の売却提案に関してアドバイスを提供。
ニュージーランドの保険会社	オーストラリアへの事業譲渡のオプション(及び最終的にかなりの時間と費用の節約につながった、正式な資産ポートフォリオ移管の代替案の提案)に関してアドバイスを提供。
Wesfarmers	Lumley General Insurance 及び Lumley Life の買収に関してアドバイスを提供。

ケース・スタディ:



Berkshire Hathaway の IAG との戦略的提携

買収は、常に株式売買や資産ポートフォリオ移管の方法によって行われるわけではありません。

2015 年、Rehana Box 及び Bruce Macdonald が率いるアシャー・ストチームは、National Indemnity Company (NICO) 及び Berkshire Hathaway Specialty Insurance Company オーストラリア支店(双方とも Berkshire Hathaway Inc.の子会社)に対し、再保険、出資及び資産売買を含む IAG との戦略的關係に関してアドバイスを提供しました。特筆すべき点として、当該取引は、10 年間で 220 億ドルの保険料が見込まれる、最大級の比例再保険特約を伴うものでした。

NICO 及び Berkshire Hathaway Specialty Insurance Company は、IAG との間で以下を含む戦略的提携關係を構築しました。

- IAG の連結損害保険事業について、10 年間にわたり 20%の割合で NICO に出再保険。
- 24 ヶ月の期間内に追加で 5%の増資を認めるというオプションが IAG に付された、NICO による IAG への 3.7%(5 億ドル)の出資。
- Berkshire Hathaway Specialty のオーストラリアでの個人及び中小企業向け事業の IAG への移管。Berkshire Hathaway Specialty は、IAG のオーストラリアでの ASX 250 企業向けの財産保険及び賠償責任保険事業に関して、一定の権利と資産を取得。

本取引におけるアシャー・ストの役割は、再保険特約のドラフティング、オーストラリアの規制上の問題点に関するアドバイスの提供、NICO の流出資産に関する請求の処理等のためのアウトソーシング契約の作成を含む、多岐にわたるものでした。本取引では、クライアントの目的を達成するため、短縮されたスケジュールで交渉と実行が行われました。

アシャーस्टの評価



アワード / 評価

Band 1: Insurance – Policyholder
CHAMBERS ASIA PACIFIC, 2019

Winner in the category of Insurance & Reinsurance: Lawyer of the Year, Japan
FINANCE MONTHLY MAGAZINE LEGAL AWARDS, 2019

Winner Innovation in Legal Expertise, Insurance: Rehana Box
FINANCIAL TIMES INNOVATIVE LAWYERS AWARDS ASIA-PACIFIC 2018

Winner: Insurance Team of the Year
LAWYERS WEEKLY AUSTRALIAN LAW AWARDS, 2017

Leading Individual: Rehana Box
LEGAL500 ASIA PACIFIC, 2019

Acknowledged for Insurance Law: Rehana Box and Melanie McKean
BEST LAWYERS, 2020

Ranked individual: Tracy Whiriskey
CHAMBERS ASIA PACIFIC 2019, JAPAN – INSURANCE

インタビューに回答したある人は、「Rehana Box がもたらした知的・技術的スキルは誰にも負けない」と述べており、また別の人は、「私たちは彼女の最先端のアイデアやイノベーションを深く信頼している」と述べています。

CHAMBERS ASIA PACIFIC 2019, INSURANCE

アシャーस्टの Tracy Whiriskey は銀行及び保険分野の合併・買収を手がけています。インタビューに答えた人は、「彼女は、オーストラリアとニュージーランドのビジネスに加えて、ヨーロッパでのビジネスとテクノロジー保険についても知見を有している」と述べています。

CHAMBERS ASIA PACIFIC 2019, JAPAN - INSURANCE RANKED LAWYER

問い合わせ先

本冊子の内容に関連するご相談については、下記問い合わせ先までお問い合わせください。



Rehana Box
パートナー
シドニー

T +61 2 9258 6407
M +61 418 472 371
rehana.box@ashurst.com



Tracy Whiriskey
パートナー
東京

T +81 3 5405 6209
M +81 90 3083 2645
tracy.whiriskey@ashurst.com



Natsuko Ogawa
パートナー
メルボルン

T +61 3 9679 3833
M +61 427 481 911
natsuko.ogawa@ashurst.com

Appendix A

損害保険会社として許認可を取得するための申請プロセスと、申請に対する判断基準の概要

APRA は、誠実さ、分別及び専門的なスキルをもって、継続的にオーストラリアで保険業務を遂行する能力および責任を有する申請者に対してのみ許認可を付与します。申請者は、保険事業の開始時からその後も継続して、保険法に定められた該当する健全性要件及び APRA の健全性基準を遵守することが可能でなければなりません。

申請プロセス

申請は以下の手順にて行われます。

- (a) APRA と申請予定者の間での、オーストラリアにおける保険事業の実施に関する申請者の計画の事前協議
- (b) APRA の許認可ガイドラインに詳細が記載されているとおり、申請料とともに、申請書及び関連情報の提出
- (c) APRA による申請書の審査。これには通常、役員及びその他責任者との面談、並びに申請者がオーストラリアで保険事業を行う際に使用することが予定されている施設及びシステムの現地視察が含まれます。

損害保険会社の許認可の申請に関して、会社は保険法に従いアクチュアリーを選任する必要があります(指定アクチュアリー)。APRA は、指定アクチュアリー予定者が申請において主要な役割を果たすことを期待しています。これには、事業計画の策定への関与、会社が発行する損害保険契約の契約条件の見直し及び提案された再保険契約の妥当性に関する助言が含まれます。

補足情報

APRA に申請する損害保険会社の許認可のために必要な補足情報には、以下が含まれますが、これらに限定されません。

- (a) 株主及び取締役会
- (b) 選任予定の監査人とアクチュアリー
- (c) 3 カ年事業計画
- (d) リスク及び情報管理
- (e) 既存及び設立予定の子会社
- (f) 監査人の証明書

上記は網羅的なリストではありません。どのような情報が必要となるかについては、申請者が現地法人又は外国保険会社の許認可のいずれを申請するかによって異なります。

一般的な会社についての許認可の基準

保険法に基づき APRA が許認可を付与するに当たり、最低限要求される基準には、以下が含まれますが、これらに限定されません。

- (a) ガバナンス - 申請者は以下を遵守しなくてはなりません。
 - (i) 申請者の取締役会又はコンプライアンス委員会の構成及び機能に関する APRA の Prudential Standard GPS 510 Governance
 - (ii) 取締役、コンプライアンス委員及び上級管理職の適格要件を定めた APRA の Prudential Standard GPS 520 Fit and Proper
 - (iii) Prudential Standard GPS 310 Audit and Actuarial Reporting and Valuation 及び GPS 320 Actuarial and Related Matters に定められた義務を履行する、監査人及びアクチュアリーを保険法の要件に従って選任すること
- (b) オーストラリア国内の資本及び資産

- (i) 申請者は常に、GPS 110 Capital Adequacy に基づく最低資本要件を満たすのに十分な資本を準備しておく必要があります。
 - (ii) APRA は、事業計画で提案されている最初の 3 年間の事業運営の規模、構成、複雑さ及びリスク・プロファイルを考慮して、申請者の初期資本が十分であるか否かにつき事案ごとに評価します。ただし、APRA は、初期資本が Prudential Standard GPS 110 Capital Adequacy で要求される最低限度に達していない場合又は当該最低限度を将来下回る可能性がある場合には申請を受け付けません。
 - (iii) 許認可を得た保険会社は、オーストラリア国内において、その負債総額以上の金額の資産(のれん及び本目的のための健全性基準で除外された金額を除く)を保有しなければならないという、保険法第 28 条及び Prudential Standard GPS 120 Assets で定められた要件を満たす必要があります。Prudential Standard GPS 110 Capital Adequacy に基づき、外国保険会社は、オーストラリア国内におけるその負債総額と、最低資本要件として求められる金額の合計額を超える資産を、オーストラリア国内で維持する必要があります。
- (c) リスク管理の枠組み - 申請者は、リスクの管理及びコントロールの枠組みが、Prudential Standard GPS 220 Risk Management に従い、一般会社の国内業務及び関連する場合には海外業務に関して、リスク・エクスポージャーを監視し制限するのに十分かつ適切であるとの APRA の判断を得る必要があります。
- (d) コンプライアンス - 申請者はそのプロセス及びシステムが、以下の遵守を確保するものであるとの APRA の判断を得る必要があります。
- (i) 保険法及び諸規制
 - (ii) APRA の健全性基準及び健全性規則
 - (iii) その他のオーストラリアの規制及び法的要件
 - (iv) 適用がある場合には、オーストラリア以外の国の規制要件
- (e) 再保険管理 - 申請者は、Prudential Standard GPS 230 Reinsurance Management に従った再保険管理を実施する必要があります。
- (f) 情報及び会計システム - 保険会社は、1998 年金融分野(データ収集)法に基づく報告基準に従って APRA にデータを提出する必要があります。申請者は、経営陣に財務状況と晒されているリスクについて継続的かつ正確に情報を提供するため、自らの情報及び会計システムが、行われている全事業の記録を常に最新のものに保つのに十分であるという APRA の判断を得る必要があります。申請者は、そのシステムが運用開始から、指定アクチュアリーが法定の機能を遂行するために必要となる情報を含む、必要な全ての法定の情報及び健全性に関する情報を作成することが可能であることを APRA に証明する必要があります。
- (g) 自国の監督者 - 外国の一般会社である申請者は、自国で許認可を得た一般会社である必要があり、予定されているオーストラリアでの損害保険事業の開始に関して自国の監督者の同意を取得している必要があります。自国の監督者は、当該一般会社の財務状態が健全であることを確認する必要があります。
- APRA は、外国保有子会社の設立申請又は適格外国保険会社の申請を審査する際に、当該子会社の親会社や当該一般会社の母国における健全性監督の程度及び範囲を考慮します。その場合において、APRA は、保険監督者国際機構により策定された保険基本原則を尊重します。
- (h) グループ内での取引及び取決め - 申請者が複数の事業を行っている場合、どのようにグループ内取引を行うかについての方針を定めておくべきでしょう。
- (i) 申請書と共に提供される書類並びに外国保険会社及び現地設立の損害保険会社の最低限の基準を含む、許認可のプロセスに関する更なる情報は、APRA の Guidelines on Authorisation of General Companies⁴をご参照ください。

⁴ <https://www.apra.gov.au/sites/default/files/20151027GIAuthorisationGuidelines.pdf> にてアクセス可能です。

Appendix B

AFS 免許申請に必要な重要情報

AFS 免許の申請者は、オーストラリア法によって課される義務を遵守するに足る能力と専門知識を有し、かつ AFS 免許の対象となる金融サービスを提供する能力を維持できることを証明しなければなりません。AFS 免許の申請者は、申請を裏付けるために詳細な書面による「証拠」を準備する必要があります。

具体的に、申請の際には以下を含むいくつかの重要事項について説明する必要があります。

- (a) どのような金融サービスが提供され、どのような許認可が必要となるのか（これは提供される金融サービスの種類によって異なります。）。申請者は、金融商品に関するアドバイスを提供するに当たり、経験及び資格を有する者が存在することを証明する必要があります。
- (b) 金融サービスの提供に関する日々の重要な意思決定に直接責任を持つ、申請者の「管理責任者」の能力、知識及びスキル、並びにかかる管理責任者の評判及び人格。必要とされる管理責任者の人数は、免許保有者の事業の規模と複雑さによって異なりますが、ASIC は一般に、少なくとも 2 名の管理責任者を選任することを要求しています。
- (c) 申請者の代表者及び権限ある代理人のトレーニング及び能力
- (d) コンプライアンス及びリスク管理の取決め
- (e) 申請者について、金銭的、技術的及び人的資源が十分であること。これには、AFS 免許保有者として申請者が法律に基づく義務を確実に遵守することができるようにするための、適切な技術システム、人員、方針及び手続きを有することが含まれます。

AFS 免許申請に関するガイド一式は ASIC のウェブサイトアクセス可能です。⁵

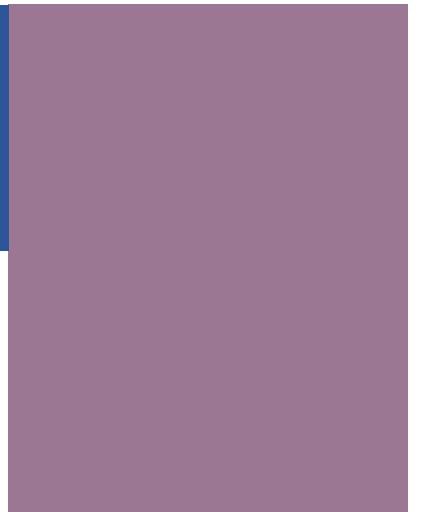
This publication is not intended to be a comprehensive review of the issues discussed in it, and it is not legal advice. Readers should take legal advice before applying the information contained in this publication to specific issues or transactions. For more information please contact us.

Ashurst Australia (ABN 75 304 286 095) is a general partnership constituted under the laws of the Australian Capital Territory and is part of the Ashurst Group. Further details about Ashurst can be found at www.ashurst.com.

© Ashurst 2019. No part of this publication may be reproduced by any process without prior written permission from Ashurst. Enquiries **may** be emailed to aus.marketing@ashurst.com.

Ref: 255923771.01 2019年4月

⁵ <http://asic.gov.au/for-finance-professionals/afs-licensees/applying-for-and-managing-an-afs-licence/afs-licensing-kit/>



ashurst

www.ashurst.com